

## 猪名川町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年6月1日

猪名川町長 福田 長治

### 記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
清水東地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成30年5月29日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
個人 一経営体  
法人 一経営体  
集落営農（任意組織）1経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
担い手の分散策錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方  
水稻を中心とした農作業の作用受託を進め、作業の効率化とコストの低減を目指すとともに、中間管理機構を活用することで農地の集約を図り圃場整備も見据えて、地域農業の維持・発展を図る。  
また、新たな作物の導入を検討し、地域の女性も営農に参加しやすい組織体制を構築していくことで、農地保全・経営力強化を図っていく。